

# 陸運と安全衛生

荷主 管理者 乗務員 みんなで考え 安全運行

陸災防「令和5年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

2023

11

No.656



白鳥ふれあい広場（写真提供：青森県南津軽郡藤崎町）

## トピックス

- ・規則改正への対応状況についてのアンケート結果
- ・陸運業における過労死等防止対策

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## トピックス

規則改正への対応状況についてのアンケート結果 (1)

健康にモノを運び続けるためにできること (6)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター センター長 高橋正也

## 安全

【連載】モータージャーナリスト森山みずほのポイントオブビュー

未来は想像を超えていた！ (19)

モータージャーナリスト 森山みずほ

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

建設現場の安全管理に学ぶ (21)

【陸上貨物運送事業の送検事例】

特別教育を怠る (23)

【災害事例とその対策】

中型トラックの多重追突事故（考えごとをしながら前方不注意） (26)

労働災害発生状況(令和5年速報) (32)

## 健康

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023

同僚と課長：「しんどそうな仲間」への対処の違いは！ (16)

精神科医 夏目 誠

## 陸災防情報

「テールゲートリフターによる荷役作業向け特別教育」のご案内 (5)

「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座」のご案内 (5)

【12月から1月まで年末・年始労働災害防止強調運動を実施します！】

令和5年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱 (12)

令和5年度フォークリフト荷役技能検定試験実施結果について (14)

【全国フォークリフト運転競技大会】

各部門の優勝者が所轄労働局長を表敬訪問 (15)

小企業無災害記録表彰 (24)

令和5年産業殉職者合祀慰霊式参列報告 (24)

「令和5年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内 (25)

陸災防安全管理士が全国産業安全衛生大会にて講演／

陸災防が緑十字展特別企画展に出展 (27)

3か月先の暦が分かる「卓上カレンダー」販売のご案内 (27)

陸災防の安全衛生図書・用品カタログ (28)

「安全ポスター No.84」のご案内 (34)

## 関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】11月は「過労死等防止啓発月間」です (10)

【厚生労働省】「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します (11)

# 改正労働安全衛生規則が施行されました！

## ～ 対応はお済みですか？ 読者アンケートを実施しました ～

### 改正労働安全衛生規則への対応状況について読者アンケートを実施しました

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の強化に係る改正労働安全衛生規則が本年10月1日（テールゲートリフター特別教育は来年2月1日）から施行されました。対応はお済みでしょうか？

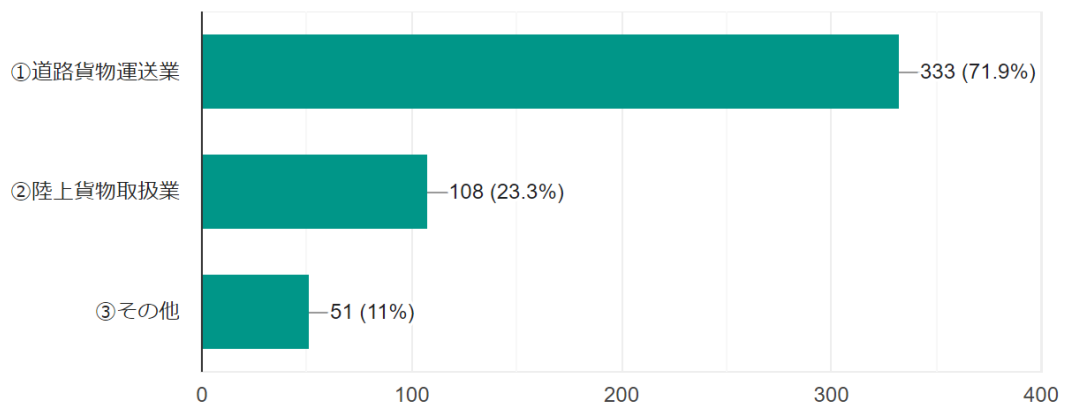
陸災防では、現在の状況について、読者アンケートを実施いたしました（10月16日～10月23日実施。回答数463件。）。アンケートにご回答いただきました皆様に御礼申し上げます。

アンケート結果は以下のとおりとなりました。

### アンケート結果

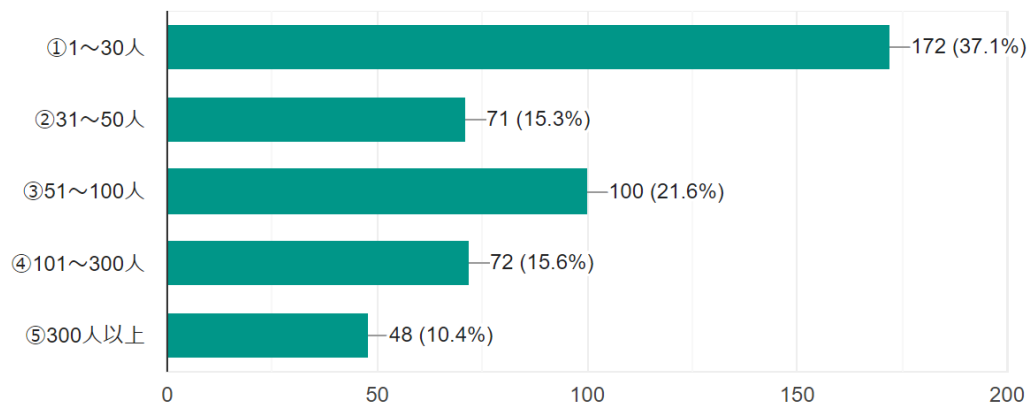
#### Q.1 業種について

463 件の回答



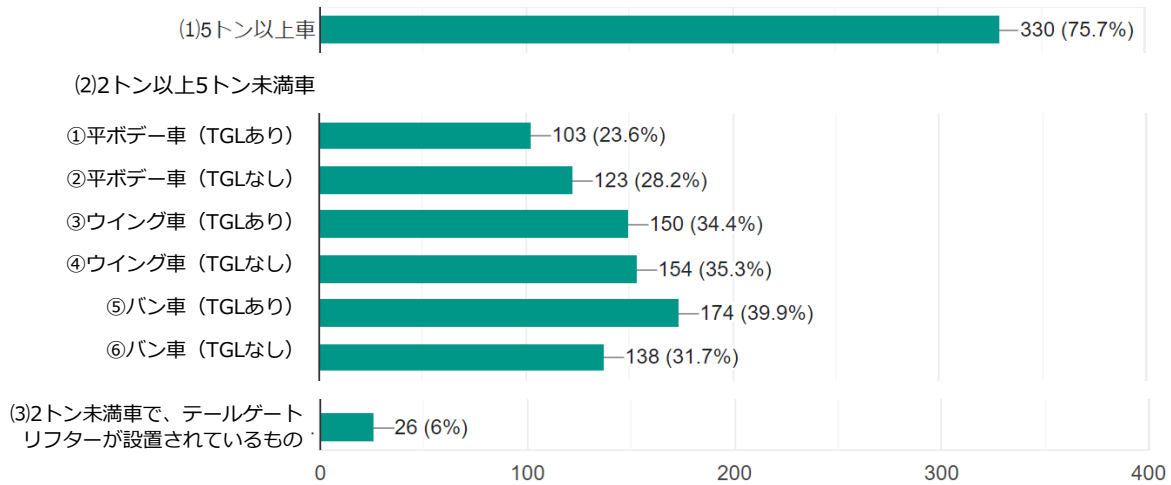
#### Q.2 事業場の規模について

463 件の回答



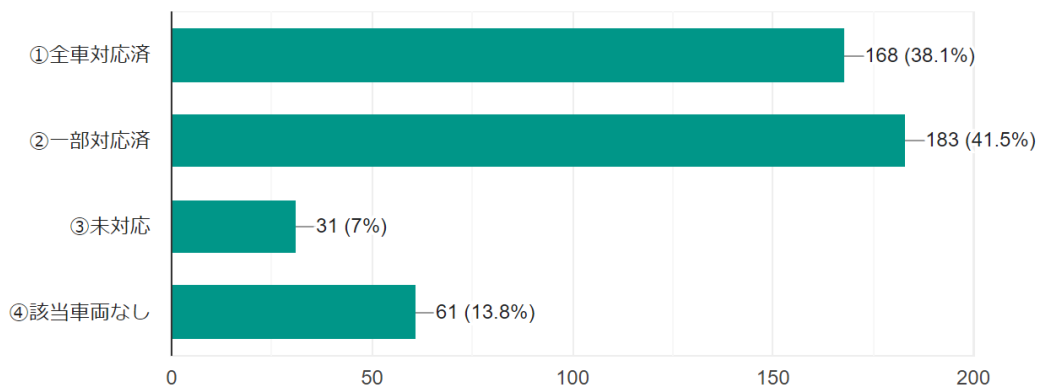
Q.3 所有している車両について（複数回答可） [(1)~(3)のいずれの車両もなければ回答終了]

436 件の回答



Q.4 2トン以上車への昇降設備の設置について（対応状況）

441 件の回答



今回の規則改正で、2トン以上のトラックに昇降設備の設置が義務化されましたが、「全車対応済」とされた事業場は38%、「一部対応済」とされた事業場が42%、合わせて80%となり、多くの事業場で対応が進んでいることが分かります。

Q.5 2トン以上車への昇降設備の設置について（昇降設備の種類）

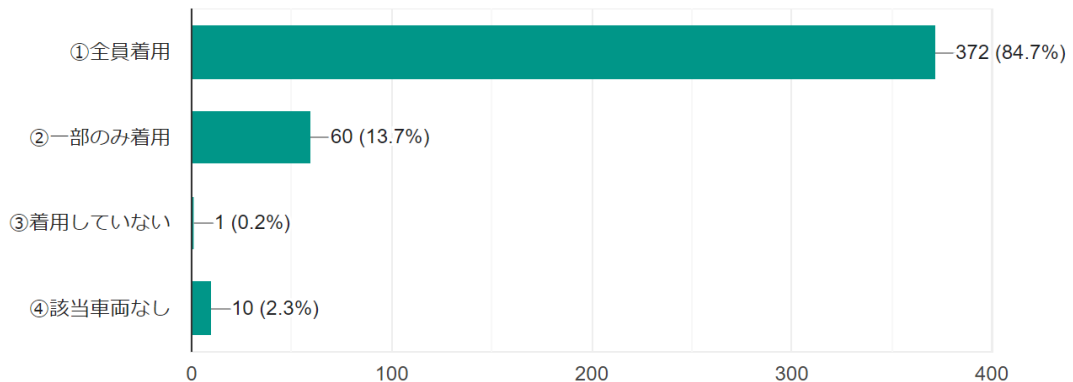
386 件の回答





## Q.6 2トン以上車での作業における保護帽（ヘルメット）の使用について（対応状況）

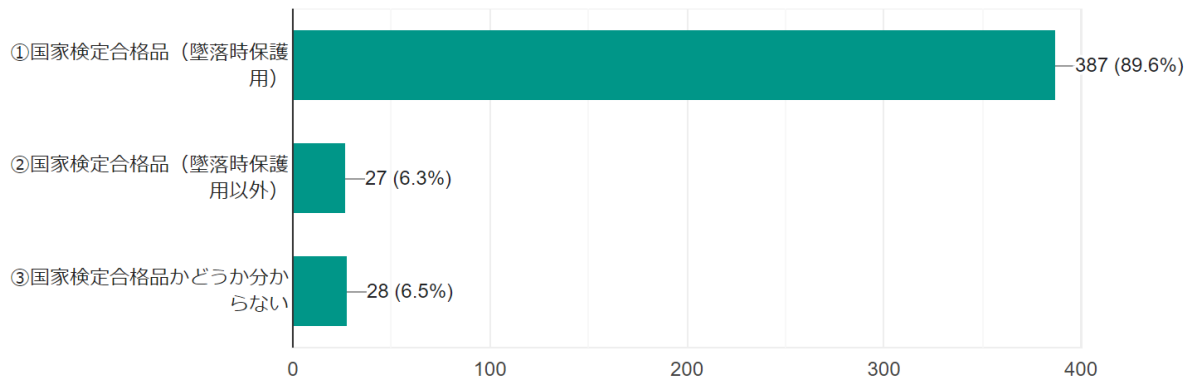
439 件の回答



保護帽（ヘルメット）の使用状況については、「全員着用」と回答された事業場が85%、「一部のみ着用」が14%という結果でした。合計するとほぼ全ての方が保護帽を着用していることとなります。墜落転落による災害では、頭部へのダメージが最も被害を大きくしますので、今回の省令改正を機に、荷役作業時における保護帽着用の徹底を図っていく必要があります。

## Q.7 2トン以上車での作業における保護帽（ヘルメット）の使用について（保護帽の種類）

432 件の回答

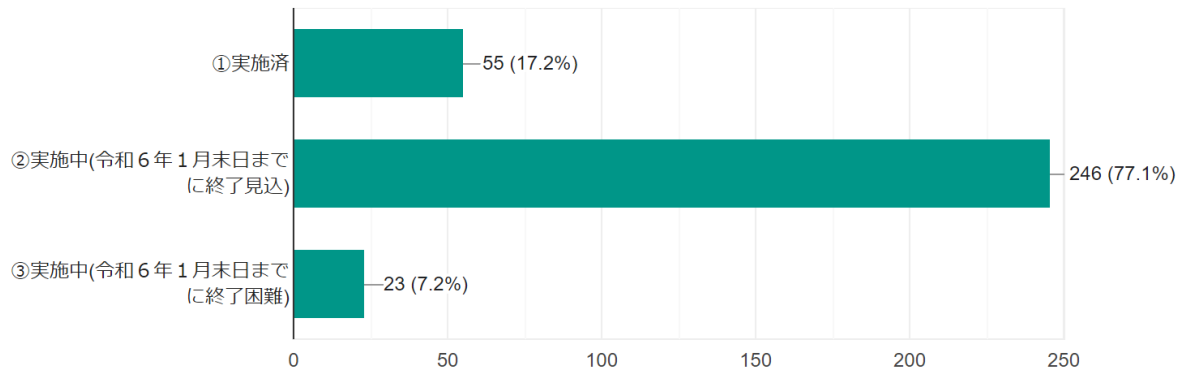


保護帽の種類については、90%の事業場が「国家検定合格品（墜落時保護用）」を使用しているという結果でした。

荷役作業では、国家検定に合格した「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。保護帽の内部に「墜落時保護用」の記載がある検定合格標章が貼付されているかご確認ください。

### Q.8 テールゲートリフター特別教育について（特別教育の実施状況）〔テールゲートリフター設置車がなければ回答終了〕

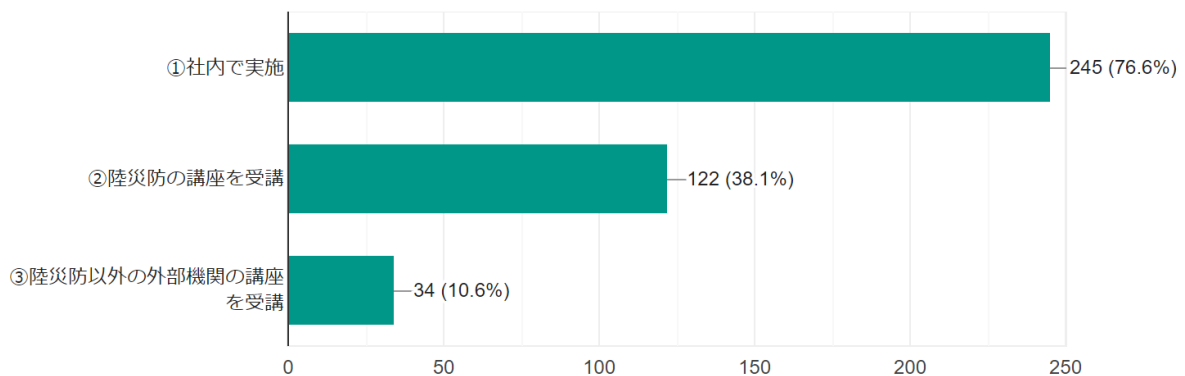
319 件の回答



テールゲートリフターの特別教育の実施状況については、「実施済」と回答されたのが17%、「令和6年1月末日までに終了見込で実施中」と回答されたのが77%という結果でした。公布から施行までの期間が短く、対象となる事業場では、ご苦労されていることと存じます。当協会としましては、テールゲートリフター特別教育講師養成講座（インストラクター講座）及び特別教育を鋭意実施してまいりますので、本部、支部ホームページからご確認ください。

### Q.9 テールゲートリフター特別教育について（特別教育の実施方法）

320 件の回答



特別教育の対象者に教育の実施方法を聞いたところ、「社内実施」とされた事業場が77%、「陸災防の講座を受講」とされた事業場が38%という結果でした。当協会のインストラクター講座を受講された方を中心に精力的に特別教育を実施されていることがうかがえます。事業場での実施が難しい場合は、当協会支部実施の特別教育の受講をご検討ください。

## まとめ

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の強化について、既に施行されている昇降設備と保護帽の着用については、対策が進んでいるとの結果となりました。今後この成果が、増加傾向にある陸運業の労働災害減少の一助となることを切に願っています。また、テールゲートリフター特別教育については施行日が来年2月1日と迫っておりますので、教育が未了の方につきましては、計画的に教育が進められるようお願いいたします。

## 「テールゲートリフターによる 荷役作業向け特別教育」のご案内 各支部にて開催

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます [令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
- 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストoupper等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

陸災防の各支部にて、特別教育を開催します。開催状況は支部へお問合せください。

- 支部開催の特別教育は、「**学科のみ実施**」と「**学科+実技の実施**」がありますので、申込前に必ずご確認ください。

## 「テールゲートリフター特別教育の インストラクター養成講座」のご案内 本部及び各支部にて開催

社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした講座です。

特別教育における教え方のポイントなどを教授します。本講座の修了者には、修了証を交付します。

【カリキュラム ※休憩時間を含め、5時間半です。（昼休みを除く。）】

- ・オリエンテーション
- ・インストラクターの心構え
- ・関係法令
- ・テールゲートリフターに関する知識
- ・テールゲートリフターによる作業に関する知識
- ・実技教育の実施方法（本講座では実機は用いません。実技教育で実施すべき事項について説明します。）
- ・質疑応答

- 陸災防本部ホームページにおいて本部開催分の日程をご案内しております。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku>

- 支部においても同講座を開催します。開催状況は支部へお問合せください。

## 健康にモノを運び続けるためにできること

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター センター長 高橋正也

### はじめに

「陸運」は漢字ではたった2文字で書けます。必要な台数の車を用意して事業を立ち上げ、運転免許さえ持ってハンドルを握れば誰でもできる仕事とも言われたりします。読者の皆さまはよくご承知のとおり、実際は全く違います。漢字2文字では決して表せないほどに複雑です。なにより、プロとしてモノを運ばないと、大変なことが起こります。

これからは自動運転が増えていくかもしれませんが、人が車を運転してモノを運ぶことはなくならないように思われます。この仕事がどれほどきついかは、今回お示しする過労死等の現状からも分かります。陸運業において過重労働を減らし、過労死等を一件でも少なくし、そして魅力的な業界にするために、事業場と運転者はどのような対策をとればよいかについて考えてみます。

### 過労死等の状況

#### 過労死等とは

「過労死等防止対策推進法」は2014年11月から施行されています。すでに9年が経っています。この法律で過労死等の意味が定められています。少し長いのですが、振り返ってみると次のとおりです：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害。

簡潔に言うと、長時間労働などのせいで脳や心臓の病気になって亡くなったり、後遺症などが残ったりすることです。また、過重労働や仕事のストレスなどのせいで精神の病気になって自死したり、仕事ができなくなったりすることです。ここでは前者の脳・心臓疾患を取り上げます。

#### 脳・心臓疾患の件数

厚生労働省は毎年6月に「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を公表しています。過労死等防止対策推進法と同じ時期に作られた私ども労働安全衛生総合研究所の過労死等防止調査研究センターでは、そのデータに基づいて脳・心臓疾患と精神障害双方の事案の状況を経年的にまとめています。

図1のとおり、平成22年度から令和元年度までの10年間に業務上認定された脳・心臓疾患の平均件数をみると、「運輸業、郵便業」が首位でした。約90件という値は第二位「卸売業、小売業」（約37件）や第三位「製造業」（約33件）に比べて二倍以上多いという状況でした。ただし、令和2年度では「運輸業、郵便業」の件数が大幅に少なくなっていました（約60件）。どちらの期間についても、「運輸業、郵便業」の脳・心臓疾患件数は全業種の3割を占めていました。

過労死等として業務上認定された脳・心臓疾患の件数(事案の実数)

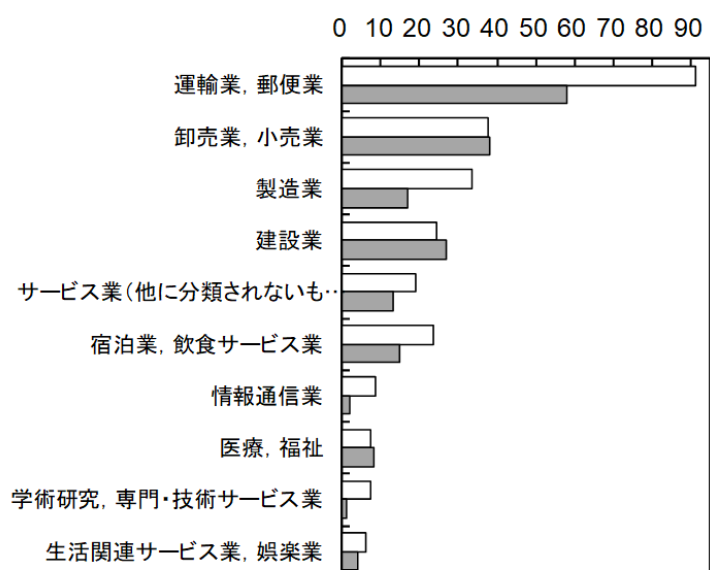


図1 過労死等として業務上認定された脳・心臓疾患の件数  
□平成22年度から令和元年度の平均件数、■令和2年度の件数。  
平成22年度から令和元年度の平均件数に基づいて上位10業種を提示。

出典：労働安全衛生総合研究所「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」令和4年度 総括・分担研究報告書



### 雇用者100万人当たりの脳・心臓疾患の件数

ある業種で働く人が多いほど、その業種の中で脳・心臓疾患の起こる件数も増える可能性があります。そこで、各業種の雇用者100万人当たりに換算した件数を調べたのが図2です。このように換算した値でも、平成22年度から令和元年度では「運輸業、郵便業」は第一位でした（約28件）。第二位「宿泊業、飲食サービス業」（約7件）や第三位「建設業」（約6件）に比べると、実に四倍以上高い、つまり脳・心臓疾患が起こりやすいと言えます。なお、雇用者100万人対件数であっても、実件数と同じように、「運輸業、郵便業」の令和2年度は平成22年度から令和元年度分の四割ほど減少していました。

過労死等として業務上認定された脳・心臓疾患の件数（雇用者100万人対換算）

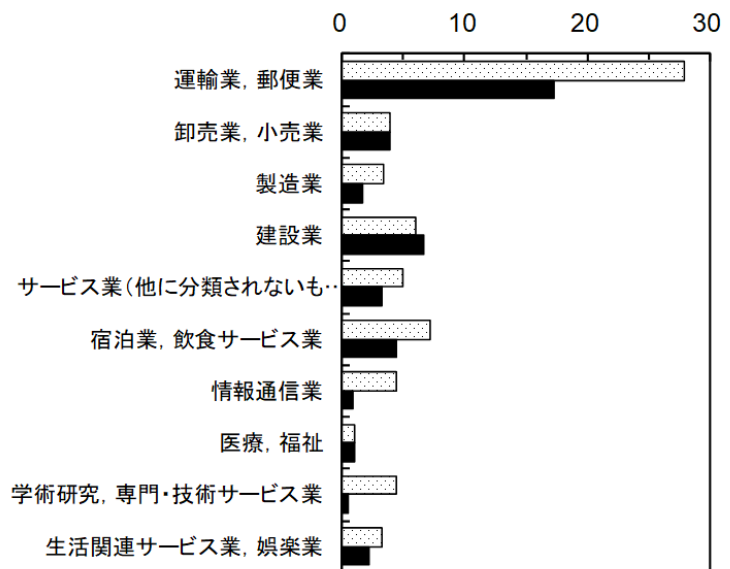


図2 過労死等として業務上認定された脳・心臓疾患の件数（雇用者100万人対換算）

∴平成22年度から令和元年度の平均件数，■令和2年度の件数。両期間の事案件数を雇用者100万人当たりとして計算。平成22年度から令和元年度の平均件数に基づいて上位10業種を提示。出典：労働安全衛生総合研究所「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」令和4年度 総括・分担研究報告書

### 過労死等としての脳・心臓疾患を防ぐために 事業場の取組

事業場が利益を上げるのは当然ですが、同時に健康な職場を作り、労働者の健康を守らなければなりません。ただし、この目的を阻む要因は少なくありません。その主なものとして、無理のある納期や無理な業務依頼が挙げられます。こうした「無茶振り」はどの業界でもよくあり、顧客や取引先との関係でなかなか断りにくいという実情はあります。

だからと言って、無条件にすべてを受け入れてしまうのは禁物です。他業種になりますが、建設業で働く人への調査によれば、無理のある納期や無理な業務依頼が頻繁になるにつれて、週の労働時間は長くなりました（図3上）。また、こうした無理と疲労の持ち越しとの関連を調べた結果、無理な働き方が多くなるほど「疲労をいつも持ち越す」という回答は多くなりました。なかでも、「無茶振り」がよくある場合には疲労の持ち越しが二倍以上に増えました（図3下）。

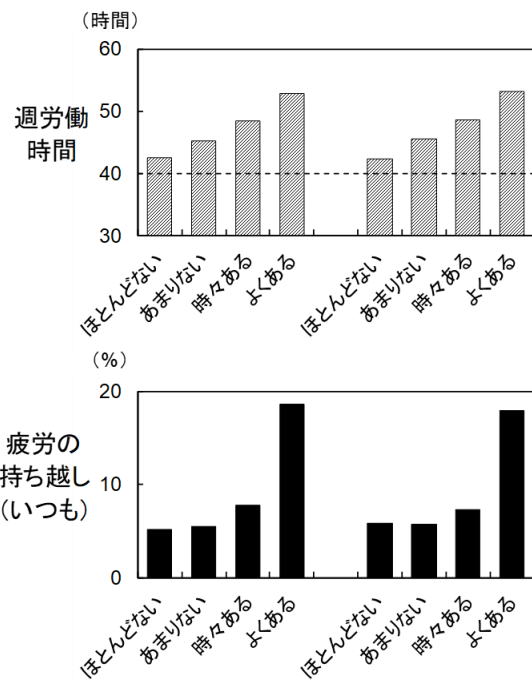


図3 無理のある納期と無理な業務依頼の影響  
対象は日本人建設業就業者約600人。  
上：週労働時間，下：「翌朝に前日の疲労をいつも持ち越す」と回答した者の割合  
出典：労働安全衛生総合研究所「令和3年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究調査報告書」

「背に腹は代えられない」とよく聞きます。「この顧客は離したくない」という心情も理解できます。ただ、あまりにきつい業務ですと、運転者は離れていってしまいます。若手は特に、そうした傾向が強いです。後任を集めようにも、過酷な仕事であると応募の来ないことが予想されます。結果的に、その業務は手放さなければならなくなります。

陸運業と同じように長らく過重労働となっている情報通信業のある事業場では、難しそうな業務を受けるかどうかを商談の場で決めず、いったん社に持ち帰って検討することがあるそうです。彼らはプログラムやシステムを作るのが仕事ですが、このような方針をとり始めた理由は、従業員の負担を考えに入れなくて受注し仕事に着手した結果、想定外のミスが生じ、その取り返しに長時間残業や休日出勤が発生し、さらには納期にも間に合わなかったせいで違約金を支払わざるを得なかった案件や、担当した従業員が相次いで離職したという案件が頻発したからだそうです。仕事の量を管理するのは事業場や上長の責任にほかなりません。

## 運転者の取組

### 睡眠の価値

健康に働くには事業場の努力だけでは叶いません。信頼され定評のある物流の担い手になるには、運転者自身の行動も大切です。その一つが自らの健康管理です。健康を保つには、食事、運動とともに、良い睡眠が欠かせません。優れた事業主ほど、「運転者には睡眠が第一」と強調します。

なにより、睡眠は安全な運転の基本です。量質ともに良い睡眠がとれていないと、その後の運転で睡魔に襲われるのは当然です。「気合いが足りないから、運転中に眠くなる」という声も聞きますが、これは正しくありません。プロの運転者は一般の運転者より、運転能力も経験も上のはずです。にもかかわらず、一般道であれ高速道であれ、業務用トラックの事故がほぼ毎日起きていることから分かります。

睡眠と健康の関連についても、これまでに多くの調査が行われています。総じて言えるのは、睡眠の時間が短かったり、その質が悪かったりすると、心臓病、高血圧症、糖尿病、脳卒中などの病気になりやすくなります。「深く眠れば、睡眠は短くてもよい」というメッセージを見聞きしますが、これも誤解です。そもそも私たちは深く眠ろうと思っても、できるものではありません。私たちが意図的に決められるのは、就床と起床の時刻です。

### 走り方に即した睡眠と仮眠の工夫

睡眠の大切さは理解しても、運転業務のせいで、睡眠をうまくとれないことは多々あります。陸運業では長距離運転が注目されがちですが、地場運転、特に深夜に出庫し、昼過ぎに帰庫という配送業務も見逃せません。

図4上に示したのがその一例です。もしこのように働いている運転者の読者がおられたら、どのように眠っているのでしょうか。睡眠の基本的なこととして、一日の中でよく眠れる時間帯とそうでない時間帯があります。体内時計の働きによって、夜間はよく眠れますが、昼間はそうではありません。もう一つの基本は、起きている時間が長いほど、眠りたくなる（眠気が強くなる）というものです。

これらの原則を頭に入れながら、睡眠または仮眠の望ましいとり方の例を描いたのが図4下です。夜間にできるだけ眠ったほうがよいので、昼過ぎに帰宅した後は、可能であれば眠らないか、どうしても眠ければ20分ほどの仮眠に留めます。疲れているからといって、昼間に長時間眠ってしまうと、肝心の夜間に眠れなくなります。ここで睡眠をとっておかないと、引き続く運転中に眠気が増えてしまい、安全上、差し障ります。

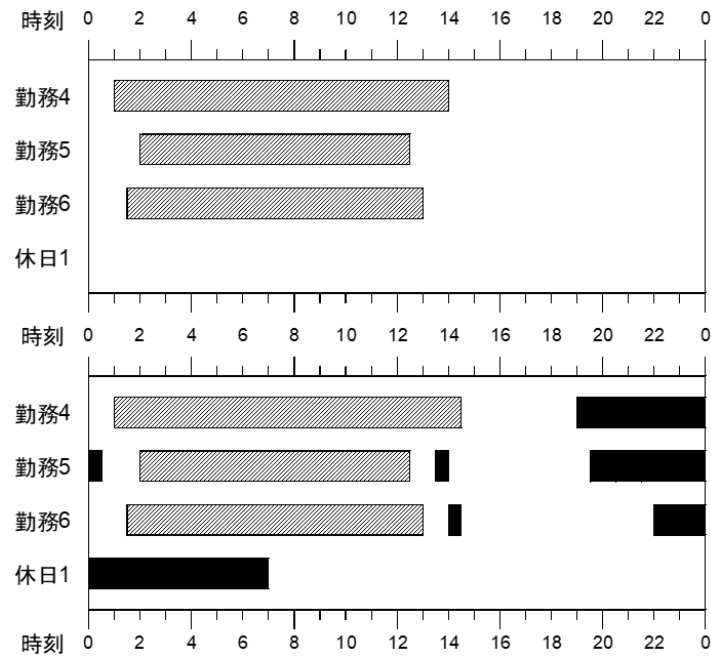


図4 地場配送(深夜から昼過ぎの業務)における睡眠と仮眠  
上：勤務スケジュール(週後半の勤務4日目から6日目[■]に続いて休日1日)、下：勤務スケジュールに応じた睡眠・仮眠(■)のお薦めのとり方

一連の勤務が終わって翌日は休日となる場合、夜間睡眠を充分にとるのが大切です。そのためには、勤務明けの昼間は外出するなどして、あまり眠らないようにすれば、夜間から翌朝にかけてまとめて、ぐっすり眠れるようになります。

同居人や家族構成などによっては、睡眠と仮眠をこのようにとれない運転者もいるでしょう。ただ、睡眠の二つの基本に従ってお薦めできる工夫ですので、実際に試してみたいかどうか。

## おわりに

働くことによって、自分も周りも、そして国も豊かにならなければなりません。過労死等というのは、その真逆の結末です。実数でも、雇用者100万人当たりでも、過労死等としての脳・心臓疾患が最も多い「運輸業、郵便業」では、まさに一件でも減らすことが求められています。過労死等にまでは至らずとも、疲労の蓄積した状態で働いている運転者は少なくないと思われます。そうなるのは、働き方も休み方(眠り方)も良い状態ではないからです。

この現状を改善するには、政府当局はもとより、事業場、労働者それぞれの役割をしっかりと果たすことが必要になります。今から半年後には、「2024年問題」と呼ばれるように、自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制が適用され始めます。その上、2022年末に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)も同じく適用されます。加えて、今年度(2023年度)からは、中小企業でも月60時間を超える法定時間外労働について割増賃金率25%以上から50%以上に上がっています。いずれも大きな課題ではありますが、健康な陸運職場と運転者を目指して、関係各所が知恵と経験を共有し合いながら、乗り切っていきたいものです。

【厚生労働省からのお知らせ】

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催などを行います。

### 【取組概要】

#### 1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

また、講演や過労死遺族の体験談の動画配信も行います。

【参加申込方法】 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

[過労死等防止啓発ポスター](#)

[過労死等防止啓発パンフレット](#)

[過労死等防止啓発リーフレット](#)

#### 2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)



詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35661.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html)



【厚生労働省からのお知らせ】

# 「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による 発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します

～「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化～

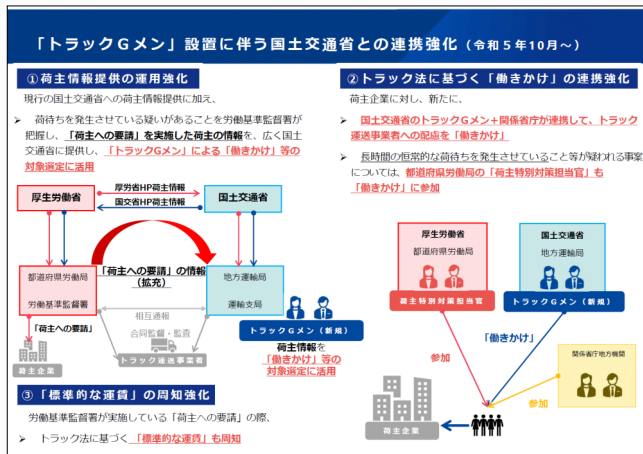
厚生労働省は、令和4年12月23日に都道府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」といいます。）に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

厚生労働省では、トラックGメンの設置に伴い、国土交通省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めてまいります。

## 【トラックGメンの設置に伴う国土交通省との連携強化の概要】

- ・発着荷主等の情報を国土交通省に提供します  
 トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供します。
- ・「荷主特別対策担当官」が、トラックGメンによる「働きかけ」等に参加します  
 地方運輸局・運輸支局のトラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加します。
- ・労働基準監督署は、発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知します  
 労働基準監督署が、発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃（※）も併せて周知します。  
 ※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したもの。



「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」

## 12月から1月まで 年末・年始労働災害防止強調運動を実施します！

陸災防では、12月1日から翌年1月31日において年末・年始労働災害防止強調運動を実施し、近年課題としている荷役災害及び深刻化している労働者の高齢化に伴う災害の防止を中心に、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。また、改正労働安全衛生規則の定着への取組を推進してまいります。

会員事業場の皆様におかれましても、労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

### 令和5年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱

#### 1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ①墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害総件数から、5%以上の減少をめざす。（令和5年は、4,243人以下。）
- ②本計画期間中に前計画期間中の死亡災害総件数から5%以上の減少をめざす。（令和5年は、87人以下。）
- ③安全衛生推進者の選任を徹底し、レベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和5年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡災害が63人（前年同期比+14人、+28.6%）と大幅に増加している。特に、交通事故の9名増加が顕著である。一方、死傷災害は9,488人（前年同期-194人、-2.0%）、そのうち墜落・転落災害は2,470人（前年同期-46人、-1.8%）とわずかに減少している。

死傷災害では、墜落・転落、動作の反動・無理な動作による災害が相変わらず高い割合で推移するとともに、転倒、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害も増加していることから、近年課題としている荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、労働者の高齢化に伴う災害も深刻化しており、厚生労働省が示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ、高齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を

遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)までの2か月間を、令和5年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

#### 2 実施期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)まで

#### 3 スローガン

「テールゲートリフター 思いもよらない危険が潜む 職場で徹底 正しい作業」

（令和5年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

「腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね」

（令和5年度安全衛生標語 健康部門優秀作品）

#### 4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

#### 5 後援

厚生労働省

#### 6 実施者

会員事業場

#### 7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の7割以上を占める荷役災害の防止を重点とし、本年10月に施行された改正労働安全衛生規則等に基づく、昇降設備の設置、保護帽の着用及び来年2月に施行されるテールゲートリフターの特別教育の義務化等の安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の一層の周知、荷主等と陸運事

業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講促進を図るとともに、ロールボックスパレットの安全な取扱いについて周知を図る。
- ・「テールゲートリフター／ロールボックスパレット使う前の5つの基本チェックリスト」
  - ・「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します！」
  - ・「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」

の配布による周知を行う。

- (3) 交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP！転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。

#### (5) 腰痛の予防

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。特に、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休憩及びストレッチを行った後に作業を行わせる。

- (6) 高齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図る。
- (7) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (8) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、安全衛生推進者の選任の徹底及びそのレベルアップを図るとともに、個別サポート事業の活用促進等を通じ、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

## 8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
- ・交通事故、労働災害防止大会の開催
  - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
  - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
  - ・個別サポート事業の積極的活用
  - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る
- 厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。
- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
- ・「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- (4) 行政との連携、広報等
- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
  - ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
  - ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。
- ## 9 会員事業場の実施事項
- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
  - ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。
  - ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
  - ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
  - ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

【フォークリフト荷役技能検定について】

**令和5年度****フォークリフト荷役技能検定試験実施結果について**

陸災防では、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象とし、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的として、平成27年度から「フォークリフト荷役技能検定」を実施しています。

令和5年度は、8月23日(水)及び10月18日(水)に計9か所の会場で開催しました。

昨年度につきましては、コロナ禍の中82名の方の受検となりましたが、今年度は11人増加の93名の受検となりました。ご参加いただいた皆様には心から感謝申し上げますとともに、参加が叶わなかった方々には、是非次回のご受検をお待ちしています。

各検定試験の実施結果は次のとおりです。

**1 検定1級試験**

13名が受検し、3名が合格しました。

受検者と合格者の概要

**1級**

受検者数 (科目別)	検定 合格者	一部 合格者
<b>13名</b> (学科13名、実技7名)	<b>3名 (23.1%)</b>	<b>4名</b>

注：科目別受検者数は延べ数。一部合格は、学科又は実技のいずれかの合格者数。

**2 検定2級試験**

80名が受検し、45名が合格しました。

受検者と合格者の概要

**2級**

受検者数 (科目別)	検定 合格者	一部 合格者
<b>80名</b> (学科67名、実技73名)	<b>50名 (62.5%)</b>	<b>18名</b>

注：科目別受検者数は延べ数。一部合格は、学科又は実技のいずれかの合格者数。

**3 各試験の総括****学科試験**

学科試験の内容は、関係法令、走行装置、荷役装置、力学、荷役一般（荷役ガイドラインに関する設問）から出題しました。

このうち、関係法令についての問題は誤解答が多く見受けられました。

陸災防ホームページでは、過去問を紹介していますので、是非、受検前の対策にお役立ただいただければと思います。

**実技試験（点検試験・運転試験）**

実技試験のうち点検試験は、定められた点検項目の点検はできている方が多かったものの、既定の時間を大幅に超えて減点されているケースが目立ちました。点検は毎日の始業



開始前点検でも上達しますので、是非お取り組みいただきたいと思います。

運転試験についても、標準時間を超えて減点されているケースが多くありました。本検定の受検に当たっては、コース及び運転操作に慣れていただくことが必要です。また、減点項目別では「障害物への接触」による大幅減点や、走行操作時における「停止線での一旦停止位置不良」、荷積卸しにおける「安全確認が不足している」等の項目で指摘されているケースが目立ちました。フォークリフトの旋回特性、車両の感覚を的確に把握するとともに操作の手順を覚えることが肝要です。

運転コースレイアウトや運転試験動画は、当協会ホームページにて公表していますので、事前に内容を確認の上、練習していただければ幸いです。

#### 4 次回開催予定について

来年度も検定を実施いたします。受検案内の詳細は、4月頃にホームページに公表します。

是非、多くの方々に当検定を受験いただきますとともに、今回、残念ながら不合格だった方、学科・実技のいずれかに合格された方におかれましては、再度の受検をお待ちしています。

### 【全国フォークリフト運転競技大会】

## 各部門の優勝者が所轄労働局長を表敬訪問

第38回全国フォークリフト運転競技大会一般の部優勝者中野裕貴選手（山口県支部）及び女性の部優勝者佐藤修子選手（岡山県支部）は、それぞれ山口労働局長、岡山労働局長を訪問し、大会優勝を報告しました（写真1、2）。

#### 10月16日 山口労働局長



写真1 左から名田山口労働局長、中野選手

#### 10月16日 岡山労働局長



写真2 （左から二人目）佐藤選手、成毛岡山労働局長、喜多村岡山県支部長

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ  
博士のメンタルヘルス 2023  
(第11回)テーマ「同僚と課長：「しんどそうな仲間」への  
対処の違いは！」

精神科医 夏目 誠

職場で仲間や部下が、いつもと違い、しんどそうに見える。気になるが、どうして良いか戸惑うことが多いでしょう。なぜなら健康の件はプライバシーも関与し、対処に微妙な面があるから。そんな場合の参考になればと思い、「コマ漫画」で紹介します。

## まずは事例から

32歳の大道太郎さん(仮称)は、最近あまり元気がないように見えます。ふだんはハキハキ受け答えする彼だからです。



## いつもの彼とは違うなあ…

同僚の田島さん(仮称)が気になっていました。思い切って彼に声をかけました。田島さんは「大道さん、いつもの君らしくない感じがしたので、声をかけました。調子悪いの？」と問いかけたのです。大道さんは「そう言われれば、ちょっとしんどいかな。じきに良くなるから」と答えた。返事を聞いた田島さんは「本人が良くなると言っているから。少し安心した」と、そのままにしておきました。



### 課長には「安全配慮義務」がある

同僚ならば事例のような声掛けだけで良いでしょう。しかし、課長ならそれだけではダメです。なぜなら課長には下記の「安全配慮義務」が課せられているから。「部下が仕事の疲労やストレスが過度に蓄積していないように気を付けなければならない」という注意する義務があるからです。

## 安全配慮義務とは

### 労働契約法

「使用者は労働者を雇い入れることに伴い、労働者の**生命や身体**の安全を確保し、**与えられた仕事**が出来るように配慮すること」

### 最高裁判決 平成12年3月24日

労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは周知のところである。使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するのに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積して、労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指導監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限行使すべきである。**

## 課長は挨拶＋声かけで しんどそうと判断したなら



## 話を聞きOKかケアを判断



桜井課長（仮称）の大道さんへの関心、対応を見てみましょう。課長は気になり様子を見ていましたが変わらないと判断しました。そこで個室で「大道さんを見ていると、疲れているようだね。仕事のミスもあるから。調子はどうかなあ…？」と問いかければ、彼は「課長、分かりますか。起床しづらく、疲れが残ります」と話しました。「どのくらい続いています？」と言えば、「4、5日くらいかな」と大道さんは応答。

課長は「過労状態かもしれないね。産業医の先生に相談に行ってください」と助言したら、「分かりました」と答えました。翌日、桜井さんは産業医に相談に行ったようです。

もし大道さんが、明確な理由があり疲れていて、それが解消できる見通しがあれば（心配がなければ）、経過を見るだけで良いでしょう。



モータージャーナリスト 森山みずほの

# ポイントオブビュー

## 第8回 「未来は想像を超えていた！」

様々なモビリティが紹介されたジャパンモビリティショーが開催されました。皆様は足を運ばれましたか？

すでに現地を堪能した方も残念ながら行けなかった方も、新しくなったこのショーの裏話を今回は少しご紹介したいと思います。

東京モーターショーからネーミングも新たに生まれ変わったことで、クルマだけでなく、その名のおりモビリティを意識したものになっていて自転車から飛行機まで、本当に多種多様なものが展示されていました。そんななかでも「移動」「運ぶ」に特化したものが本当に多く、陸送業を意識したテーマが多かったです。



王道から見えていくとプレスデーの日から注目度が高かったのが世界初公開された三菱ふそうのスーパーグレード。まだカーテンでボディが隠されている段階から人だかりになっていました。中でも強調されていたのがドライバーの疲労軽減に特化していること。先進安全機能3種類を新規搭載&アップグレード化。さらに快適性の高さも特徴となっています。

そういえば今回の三菱ふそうは、社長のカール・デッペン氏自ら特に力説していたのが「みなさんにトラックドライバーについて知っていただき、敬意を持っていただくことで、2024年問題への関心が高まることを期待している」ということ。そのためブースの中にもシミュレーターを使ってトラックドライバーの卓越した技能に挑戦できるコーナーや、本物のトラックの上で積み木遊びをし、その作品を動画にするなど、様々な年齢の人がトラックと触れ合える工夫が施されていました。実際、一般公開日にはファミリーの姿も多く、子どもたちは大きなトラックの運転席に嬉しそうに乗り込んでいました。



いすゞは今回初めてUDトラックとの共同出展に。新型エルフシリーズに加わるELFmioは普通自動車免許でも運転できるトラックとして注目されていました。

日野ブースでは走行実験中の燃料電池大型トラック「日野プロフィア Z FCV プロトタイプ」



が展示されていました。燃料電池・・・まだみんなピンとこないのでしょうか？ 一般公開日も「燃料電池ね」と残念ながら素通りする人も多かったです。確かにインフラの問題、水素の充填時間など問題は山積みですが、今後の発展に期待したいところです。

さて最後に会場内でも大注目を集めていた夢のような乗り物を紹介させてください。

こちらは医療用義手を開発していた会社の社長が誕生させた搭乗型ロボット ARCHAX（アーカックス）です（写真1）。高さ4.5m、重さ3.5tの巨大ロボットは、中に入り込み2本の操縦桿で腕や手を操作できます。この手の動きはかなりリアル！ 義手制作で得られた技術が生かされており現在15kgのものを動かすことが可能ですが、今後は職種などに合わせてより細かい手の動きができるオプションなども開発研究されているそうです（写真2）。



写真1

さらにこの立ち上がった状態のロボットモードから足を前に投げだし姿勢を低くした状態に変形すると・・・走行に特化したビーグルモードに。

公道は走行できませんが私有地であれば走行可能。後輪モーターにより時速10km/hで走行でき、走行中の操縦も中で操縦者が行います。

そう、リアルSF映画とかアニメの世界が実現化してしまったわけです。

しかもこれすでに受注開始されていて、価格は300万ドル、日本円で4億5000万円。こんな乗り物で仕事ができたら・・・それはテンションがあがるし人気も殺到しそうですね。

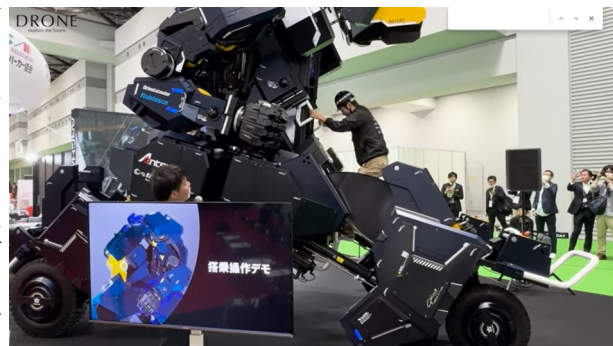


写真2

一般公開日にアーカックスを見ていた男性二人は「家の庭に飾りてえ」とつぶやいていましたが、そう思った人も多いのではないでしょうか。

とにかく現実と未来の狭間のようなモビリティが多かったこのイベント。アイデア満載のものも多く、そう遠くない未来に物流の世界が大きく変わりそうだな、とも感じるものでした。



【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

## 「建設現場の安全管理に学ぶ」 第4回

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

前回のツールボックスミーティング（TBM）に続き、今回はこのTBMとほぼ同義のように行われている「危険予知活動」について。

建設工事では広く一般どの現場でも、作業員全員参加の「危険予知活動」が行われています。

建設業界に限らず普及しているこの危険予知KY（K：キケンY：ヨチ）、KYに続けてK（活動や訓練）でKYK、同様T（トレーニング）を付けてKYT、なども広く使われています。KY活動は、職場や作業の状況を描いたイラストシートなどを使って、それらの中に潜む危険要因とそれが引き起こす現象（事故）を、職場の小集団で話し合い、考え、理解し、共有し、危険のポイントや重点とする実施事項を指差呼称で確認して、行動する前に安全衛生活動を先取りする手法です。基本的なものは、第1Rどんな危険が潜んでいるか、第2Rこれが危険のポイントだ、第3Rあなたならどうする、第4R私たちはこうする、の4ラウンド法で進め、ここで決める対策は、参加の作業員がその日実行すべき行動面での最重要遵守事項とする、このような安全活動のことです。

### ◆建設現場における危険予知活動とは◆

危険予知活動は、現場で作業を開始する前に、その作業に伴う危険に関する情報をお互いに出し合って共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、指差し呼称を行って安全を確認し合う、というものです。その日その日の危険のポイントを理解させ喚起させ、ヒューマンエラーや危険行為を回避させて安全作業を促す、労働災害を未然に防ぐための有効な手段として建設現場でも培われ定着してきています。

### ◆建設現場でのKY活動の進め方◆

当日の作業指示と段取りを打ち合わせたうえ、すぐに「予測される危険」を一人一人から発言させる方法から、作業の状況を描いた簡単なイラストシートを用いて危険要因を洗

い出させる方法など、工夫をこらして行われています。

危険要因を話し合い、その対策を考えさせ（気付かせ）、実践させることによる効果とともに、日々繰り返しこの活動を行うことで作業員の危険に対する感受性も鍛えていく、そんな効果も期待できます。

KY活動の一環として、その日の一番の危険のポイントについて、参加者全員で指差し呼称をする（脚立、開き止めセット、ヨシ！など）ことで、確実に守らせる、KYKの効果を高める方法も執られています。

現場によっては（多くが、ですが）「危険予知活動日報」といった定型の1枚用紙を用意し、これに「本日の作業場所・作業内容」を記載したうえ、「第1R危険のポイント 予測される危険 作業手順の主なステップから洗い出し」欄、「第2R本日の行動目標 危険性・有害性の対策 作業手順の急所を活用した対策を立てる」欄、を設けるなどしたKY活動用紙をよく見かけます。対策に至る行程として、「可能性の度合」と「重篤度」の見積り基準をこの様式内に明記しておき、危険評価を点数や○△×で簡記させて「優先度」の判断につなげる工夫もなされています。統一化し簡便に危険評価させ、危険予知活動を短時間に効果的に行わせる工夫です。

毎日、作業開始前には必ず、TBMの中で引き続きこのKY活動は行われ、各々の関係下請け業者ごとで行って記入した「危険予知活動日報」はTBM場所にその日一日掲示され、元請の現場監督員もこの危険予知が的確に行われたかチェックしています（元請確認欄を設けているのが一般的です。）。

ここで一つ、関連して。

### ◆指差呼称のすすめ◆

「指差呼称」は様々な業界や企業で、いわば安全活動のいわばベース的なものとして活用されている手法です。製造業は勿論各業界でも広く採用普及しています。港湾業界などは最も密に徹底してこの指差呼称活動を展開

しています。

指差呼称は、作業を安全に誤りなく進めるために、作業の要所要所で確認すべき対象をしっかりと見つめ、腕を伸ばし、人差し指をその対象に指し、「玉掛ワイヤー、素線切れ無し、良し!」「キック箇所無し、良し!」などとはっきりとした声で唱えて確認します。これによって作業者の意識・集中力を高め、「うっかり、ぼんやり」、などの事故を防ぐのに非常に有効です。

視認し、口で発し、耳で聞き、安全を確認してから行動する、作業者の意識レベルを覚醒させるという意味で、効果検証結果も明らかになっています（ある財団研究所による効果検定実験では「なにもなし、呼称だけ、指差だけ、指差呼称」と4つを比較し、ミスの発生件数はこの順番に減少していき、指差呼称の実践によってはミスが約1/6まで下がるとの結果が示されています。）。

この指差呼称、わが陸運業界でも積極的に採用していきたいものです。

#### ◆危険予知活動＝荷役作業に係る短時間KYTのすすめ◆

私（筆者）などは、陸運業界でかねてから交通KYTが推奨されてきた中、配送業務に欠かせない、また最も災害発生件数の多い荷役業務について、もっとこの荷役に特化したKYTが行われてもいいのに、と日頃思っています。

一般に行われる、また建設現場でも行われているKY活動が「職場の小集団で話し合い、考え、理解し、共有し、危険のポイントや重点とする実施事項を指差呼称で確認して」と、先に記述しましたが、陸運業界の制約として、出発時間が運転者によって違いグループの編成が難しいといった事情や、主体となる運転者が一人で業務に携わることが通常であることから、難しい事情はたしかにあります。

そこで、始業点呼の時刻が同一の運転者を、少人数でもまとめて対象とし、管理者がリーダーとなって短時間で行う「短時間荷役KYT」のすすめ、です。

荷役作業のイラストシートをもとに、

- ・運転者は、どんな危険が潜んでいるのか危険要因の洗い出しと、その対策を、

- ・管理者は、危険のポイントの絞り込みと、行動目標の設定を、
- ・管理者と運転者が一緒になって行動目標に対し指差呼称を行う

といったやり方になります。

この具体的な進め方については、

#### ○第1R（現状把握）「どんな危険がひそんでいるか」

リーダー：イラストシートを用意し、どんな危険が潜んでいるか問いかける、

運転者：潜む危険要因を具体的な荷役事故の型で出し合う（～なので～して～になる）

#### ○第2R（本質追及）「これが危険のポイントだ」

リーダー：最も重要と思われる危険のポイントを一つに絞り込む

#### ○第3R（目標設定）「私たちはこうする」

リーダー：絞り込んだ危険のポイントに対して対策を出させ重点実施項目とする（～するときは～して～しよう）

#### ○確認（指差呼称）

リーダー・運転者：全員で重点実施項目を指差呼称する（～するときは～して～しよう ヨシ!）

こんな手順です。慣れれば数分もかからず実施できます。始業点呼の合う運転者（1名にならざるを得ない場合もありますが）数名程度で、ぜひ習慣化してみてください。

なおイラストシートは、当協会（陸災防）でも荷役運搬作業での「リスクアセスメントイラストシート」も用意していますし、他にも中央労働災害防止協会の「ゼロ災職場をめざそうKYTイラストシート集」が無料で利用できます。また安全衛生マネジメント協会でも無料WEB教材（HPから教材の使用許可申請フォームにより申請しておく必要がありますが）などもあります。ご利用を。

今回は、建設現場で元請と関係請負人（下請け業者）をメンバーに毎月1回行われる「安全衛生協議会」、その場で行われている安全パトロールや「ヒヤリハット」の活用について、ご紹介する予定としています。

# 陸上貨物運送事業の送検事例

## 特別教育を怠る

### 特別教育の実施を怠り、フォークリフト運転者が負傷する災害が発生

#### 1 事件の概要

- ・株式会社Nの商品センターにおいて、労働者が最大荷重0.9トンのフォークリフトを運転して2階から1階へ通ずる傾斜路を下っていたところ、当該フォークリフトが転倒し、左足膝下を切断するという災害が発生した。
- ・労働基準監督署が捜査を行ったところ、災害発生当時、株式会社Nでは、労働者に対し、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務に係る特別教育を行っていなかった疑いがあることが判明した。

#### 2 被疑者 株式会社N及び安全担当部長A

#### 3 被疑事実

労働者を最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務につかせていたにもかかわらず、フォークリフトの運転の業務に関する特別教育を行なっていなかったこと。

#### 4 違反条文

株式会社N及び安全担当部長Aともに労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第5号（最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務）

#### 5 罰 則

労働安全衛生法第119条第1号（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

同 法 第122条（両罰規定）（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

#### 6 同種災害の防止対策

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就かせる場合には、労働安全衛生法第61条第1項(同法施行令第20条第11項)により、特別教育の上位資格である「技能講習」を行うよう規定されています。

しかし、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務に労働者をつかせる場合は技能講習の修了が不要のため、安易に運転させる事例が散見されます。当該業務には特別教育の実施が必要です。オペレーターの特別教育実施記録を確認しましょう。

また、技能講習を受講させることが望ましいといえるでしょう。





## 小企業無災害記録表彰〔令和5年10月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第2種	株式会社エス・テー・エス群馬営業所	17名	平成30年8月20日～令和5年8月19日	群馬県
第4種	中部急送株式会社	12名	平成25年6月1日～令和5年5月31日	福島県
第5種	株式会社友商本社営業所	6名	平成20年9月1日～令和5年8月31日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

## ●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

## 令和5年産業殉職者合祀慰霊式参列報告

10月25日(水)、高尾みころも霊堂（東京都八王子市）において、産業災害(疾病、通勤災害を含む)によって殉職された方々の御霊を合祀しお慰めするための令和5年産業殉職者合祀慰霊式（独立行政法人労働者健康安全機構主催）が挙行され、当協会から横尾雅良専務理事が参列しました。

慰霊式には産業殉職者の遺族代表、政府機関、労働団体、経済団体、労働災害防止団体の代表等関係者約500名が参列し、遺族総代表により令和4年度に殉職された方々2,389名の御霊簿が奉上され、既に奉安された昭和22年以降に殉職された27万3,423名の御霊と合わせてお慰めされました。

内閣総理大臣、厚生労働大臣による慰霊の言葉に続き、参列者全員が黙祷を行い、慰霊の詩の朗読に続いて、参列者による献花が行われました。

高尾みころも霊堂は、昭和47年5月に労災保険法施行20周年を記念して建立され、毎年秋に産業殉職者合祀慰霊式が行われています。

高尾みころも霊堂のあらまは、こちらからご覧いただけます。

ホームページ <http://www.sajiho.or.jp/> 動画 <https://youtu.be/lmgIwKtuZEK>



横尾専務理事（右）による献花

令和5年度厚生労働省補助事業

# 陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～



参加費  
**無料**

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

## 陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容:** (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)  
 (2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)  
 (3) リスクアセスメントについて(90分)

**受講証明:** 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

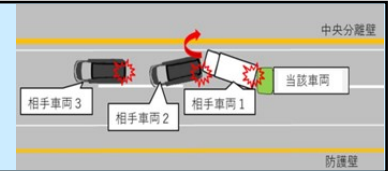
**問合せ先:** 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

### 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
岩手	11月15日(水)	岩手県トラック協会 総合研修会館	岡山	2月5日(月)	岡山県トラック総合研修会館
福島	12月1日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	徳島	12月12日(火)	徳島県トラック会館
茨城	2月21日(水)	茨城県トラック総合会館	香川	2月2日(金)	香川県トラック総合会館
東京	11月14日(火)	東京都トラック総合会館	愛媛	2月9日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター内
岐阜	1月16日(火)	岐阜県トラック協会	福岡	1月17日(水)	福岡県トラック総合会館
滋賀	11月16日(木)	滋賀県トラック総合会館	佐賀	11月27日(月)	佐賀県トラック協会研修会館
京都	1月23日(火)	京都自動車会館	長崎	11月17日(金)	長崎県トラック協会研修会館
大阪	3月1日(金)	大阪府トラック総合会館	熊本	11月21日(火)	熊本県トラック協会 研修センター
右の県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			青森、千葉、奈良、和歌山、島根、高知		
右の道県につきましては、終了しております。			北海道、宮城、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、兵庫、鳥取、広島、山口、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		

災害事例  
と  
その対策

## 中型トラックの多重追突事故 (考えごとをしながら前方不注意)



- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送事業  
(従業員数23人)
- 2 発生日時：令和元年5月8日 7時17分
- 3 被災者：貨物自動車運転者 26歳 男性  
経験期間3年
- 4 傷病の程度：重傷
- 5 道路形状：片側2車線の平坦な直線高速道路  
天候は晴れ、路面状態は乾燥
- 6 当該車両：最大積載量2.2 t (バン型車)  
当日の積載量約2 t  
ABS・有、衝突軽減ブレーキ・無  
その他の安全運転支援装置・無  
総走行距離400,578km
- 7 災害発生状況
  - (1) 事故前々日は、9連休の最後の休日であった。
  - (2) 事故前日は、6時40分頃に対面による始業点呼実施後、出庫し空港内の横持ち運送の後、夕刻に翌日の朝一番で運送する荷物を積み込み、営業所に帰庫し、19時35分頃に運行管理者から対面による終業点呼を受け帰宅。(拘束時間12時間55分、休息期間11時間16分)
  - (3) 事故当日、6時51分頃に営業所において、運行管理者から対面による始業点呼を受けたが、安全な運行を確保するための注意事項及び運行指示はなかった。6時52分頃、出庫。
  - (4) 午前9時までに配送先へ荷物を届ける予定で、時間どおりに出庫しており、遅延はなかった。
  - (5) 運行経路は営業所最寄りのインターチェンジから高速道路(片側2車線)を経由して配送先へ向かう経路であり、ほぼ隔日で運送しており、通り慣れた道路であった。事故当日、現場付近の渋滞情報は知らなかった。
  - (6) 運転者は会社での人間関係のことで悩んでいたが、事故当時は疲労を感じていなかった。眠気もなかった。
  - (7) 高速道路に入ってから第2通行帯を走行中、亡くなった父のことや会社での人間関係など、考えごとをしながら、事故現場付近で左方の風景に気を取られ、3秒程度脇見運転をしてしまった。
  - (8) 顔を前に戻した途端、前方に停止した小型トラック(渋滞停止中の乗用車、小型バンに続いて停止した)に気が付き、急ブレーキをかけたが間に合わず追突した。運行記録計によると

90km/hとなった後、急減速し停止したことから衝突速度が80km/h程度であったことが推定される。

この事故により、小型バンに乗車していた1名が死亡し、当該運転者の他1名が重傷、8名が軽傷を負った。

### 8 事故の原因と問題点

- (1) 運転者は、事故地点のある道路を何度も通行しており、通り慣れた道路で、それまでの経験から交通渋滞が発生するところではないとの安易な思い込みから考えごとなどをしながら、左方の風景に気を取られ、前方不注意の状態となった。
- (2) 当該事業者においては、運転者に対する毎月の指導教育は、指導指針に基づいた指導教育とは認められず、運転者に運行の安全を確保するために遵守すべき事項などの教育が不十分であったことが背景要因であると考えられる。
- (3) 始業点呼においても対面で行うべきところ、一部を電話点呼で済ませていたこと、また運行管理者の資格を有しないものに点呼を実施させていたこと、更に始業点呼時に運転者に対し安全な運行を確保するために必要な指示をしていなかったことなど、運行管理体制が不適切であったことにより、当該運転者の安全運転を軽視した運行に繋がった可能性が考えられる。

### 9 再発防止対策

- (1) 事業者は、運転者に対する事故防止のための指導教育の重要性を認識し、年間計画を作成し、指導監督指針に基づき確実に教育を行うこと。指導教育が形骸化しないよう留意すること。
- (2) 通り慣れた道路を運行する際には、慣れや過信からの安易な思い込みによる注意力が欠如した運転の危険性と休日明けの乗務は特に気を引き締めて行う必要があることを十分に理解させること。
- (3) 運転者が、安全に職務を遂行するため、上司や同僚に悩みなどを相談しやすい職場環境を醸成すること。
- (4) 運転者に対し、適性診断を受信させるだけでなく、その診断結果を基に個別に指導すること。
- (5) 事業者は補助制度を積極的に活用するなどして、安全運転支援装置(衝突被害軽減ブレーキ等)の導入を図ることが望まれる。

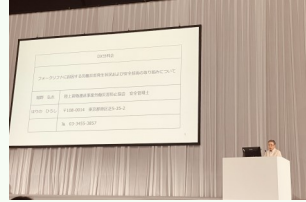


【陸災防安全管理士が講演／陸災防が特別企画展に出展】

- ・全国産業安全衛生大会にてフォークリフトに起因する労働災害の再発防止対策等について講演
- ・緑十字展にてフォークリフト荷役技能検定をPR

全国産業安全衛生大会にて講演

令和5年9月29日、中央労働災害防止協会主催による第82回全国産業安全衛生大会in名古屋にて、当協会堀野弘志安全管理士が「フォークリフトに起因する労働災害発生状況および安全技術の取り組みについて」と題し、講演を行いました。



フォークリフトに起因する労働災害の再発防止対策等について講演を行う堀野安全管理士

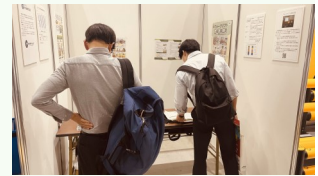


緑十字展にてフォークリフト荷役技能検定をPR

9月27日～29日に開催された緑十字展で行われた特別企画展「防ごう！フォークリフト災害」では、フォークリフトを起因とする労働災害を防止するために役立つ商品と取組紹介が展示され、当協会はフォークリフト荷役技能検定をPRしました。



特別企画展「防ごう！フォークリフト災害」



陸災防はフォークリフト荷役技能検定をPRしました

【卓上カレンダーのご案内】

3か月先の暦が分かる**卓上カレンダー**を販売中です！



陸災防卓上カレンダー

陸災防では、「陸災防卓上カレンダー2024年版」を販売中です（定価550円(税込)）。

この卓上カレンダーは、3か月先までのカレンダーを掲載し、表面には当協会の主要行事とともに、安全衛生行事、陸災防安全衛生標語を記載しております。裏面は日ごとにメモすることができるカレンダーとなっております。是非ご活用ください！

ご購入方法は、次のURLからご覧ください。

[http://rikusai.or.jp/health\\_and\\_safety/how\\_to\\_buy/](http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/)

陸災防主要行事・安全衛生行事を掲載

陸災防安全衛生標語を毎月掲載

裏面は日ごとにメモをすることができます

表面・裏面ともに3か月先までのカレンダーを掲載



卓上カレンダー 表面



卓上カレンダー 裏面

## 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

### テールゲートリフター作業者必携 - テールゲートリフター特別教育用テキスト -

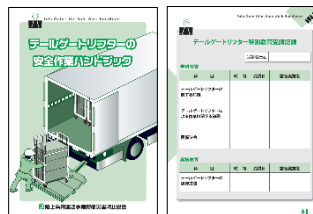


テールゲートリフターの取扱いに関し、正しい知識と安全な作業を確保するため、令和 5 年 3 月に労働安全衛生規則が一部改正され、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業については、特別教育の対象になりました。この改正を受け、陸災防では、有識者やテールゲートリフターメーカーの技術者などを構成員とする教材作成委員会を設置して検討を重ね、学科教育に対応したテキストを作成しました。本書は、安全衛生特別教育規程に示されたカリキュラムに沿って、テールゲートリフターの構造、点検・設備、取扱い方法、災害事例を踏まえた安全な作業方法などを、イラストや写真を多く用いて分かりやすく解説しています。

[テールゲートリフター関連図書・用品申込書](#)をプリントアウトのうえ、必要事項を記入し、FAX にて [支部](#) へお申込みください。

A4 判 / 96 頁 / 頒価 990 円 / 会員価格 890 円 / 令和 5 年 6 月

### テールゲートリフターの安全作業ハンドブック



テールゲートリフター特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。

作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

[テールゲートリフター関連図書・用品申込書](#)をプリントアウトのうえ、必要事項を記入し、FAX にて [支部](#) へお申込みください。

手帳サイズ (10.5 × 15 cm) 8 頁 / 頒価 165 円 / 令和 5 年 6 月

### テールゲートリフターによる安全な荷役作業 (DVD)



テールゲートリフター特別教育の学科教育の補完教材となる動画教材です。特別教育で示された学科教育 (4 時間) の一部として使用できます。

[テールゲートリフター関連図書・用品申込書](#)をプリントアウトのうえ、必要事項を記入し、FAX にて [支部](#) へお申込みください。

DVD / 約 45 分 / 頒価 22,000 円 / 令和 5 年 8 月

### 【DVD はい作業ビデオ】 はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください！

#### 【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け・はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVD ビデオ / 約 21 分 / 頒価 11,000 円 / 平成 30 年 1 月

### 【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトによる安全な荷役運搬作業



この DVD は、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVD ビデオ / 23 分 36 秒 / 頒価 11,000 円 / 平成 28 年 10 月

### 【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第 151 条の 25 (点検)」により定められているフォークリフトの作業開始前点検の様子を分かりやすく紹介しています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVD ビデオ / 25 分 37 秒 / 頒価 11,000 円 / 平成 23 年 2 月

複数購入割引  
のご案内

3 枚以上のご注文で  
20%OFF!!

2 枚のご注文で  
10%OFF!!  
(19,800 円)

DVD の  
組合せは  
自由です!



## 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)



## &lt;荷役災害防止関係&gt;

	<p><b>荷役災害防止担当者教育用テキスト</b></p> <p>頒価 1,595 円</p>	<p>この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。          なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/151頁/令和元年8月 第3版</p>
	<p><b>荷役作業従事者のための安全必携</b>          -荷役作業安全ガイドラインの作業講習用テキスト          陸運事業場用-</p> <p>頒価 990 円</p>	<p>厚生労働省の策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業を安全に行うための教育を実施することが示されています。          このテキストは、荷役作業に従事する陸運事業者の労働者が知っておくべき内容を分かりやすくまとめたものです。</p> <p style="text-align: right;">B5判/72頁/平成26年7月 初版</p>
	<p><b>作業指揮者必携</b>          &lt;安全教育テキスト&gt;          「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」</p> <p>頒価 1,925 円</p>	<p>車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。          これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとして取りまとめたものです。</p> <p style="text-align: right;">A4判/158頁/令和5年8月 改訂4版</p>
	<p><b>はい作業安全必携</b>          -はい作業主任者技能講習用テキスト-</p> <p>頒価 1,595円</p>	<p>本書は、はい作業主任者技能講習用のテキストです。          多くの写真、図、イラスト等を用いて、分かりやすく解説したものであり、技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。</p> <p style="text-align: right;">A4判/193頁/令和5年6月 改訂5版</p>
	<p><b>荷役運搬機械等によるはい作業の安全</b></p> <p>頒価 1,265 円</p>	<p>厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。</p> <p style="text-align: right;">A5判/159頁/令和5年5月 改訂3版</p>
	<p><b>荷役運搬作業の安全作業マニュアル</b></p> <p>頒価 1,375 円</p>	<p>荷役運搬機械、設備等についての安全化を進めるうえでご留意いただきたい事項等について、マニュアルの形で取りまとめたものです。本書をモデルとして安全作業マニュアルを作成いただける内容となっております。陸運業以外の業種にも共通して活用いただけます。</p> <p style="text-align: right;">A4判/176頁/平成25年5月 改訂2版</p>
	<p><b>フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト</b></p> <p>頒価 1,705 円</p>	<p>フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている(就く)方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。          なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容となっております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/150頁/令和2年2月 改訂3版</p>
	<p><b>ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト</b></p> <p>頒価 770 円</p>	<p>ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。          本書は労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修による取扱方法等の詳しい解説を掲載しております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/40頁/平成30年6月</p>
	<p><b>[DVD] ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール</b></p> <p>頒価 770 円</p>	<p>「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本DVDを作成しました。併せてご活用ください。</p> <p style="text-align: right;">DVD/11分/平成30年6月</p> <p><b>【セット購入割引のご案内】</b> ロールボックスパレットテキストと同DVDをセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、<b>セット価格 1,320円(税込)にて販売いたします!</b></p>
	<p><b>ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック</b></p> <p>頒価 220 円</p>	<p>本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。</p> <p style="text-align: right;">手帳サイズ(10.5×15cm) 16頁/平成29年6月</p>

## 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

## &lt;交通労働災害防止関係&gt;

	<p>新改善基準告示対応 <b>交通労働災害防止担当管理者必携</b> -交通労働災害防止担当管理者教育テキスト- 頒価 1,595 円</p>	<p>交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとしてとりまとめたものです。 陸運業関係の法規制等についても具体的に記載し、改善基準告示の内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっています。 A4判/278頁/令和5年3月 改訂6版</p>
	<p><b>職場ですすめる交通労働災害防止</b> -ヒヤリ・ハットから交通KYTまで- 頒価 880円</p>	<p>小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。 B5判/50頁/平成20年7月 改訂版</p>

## &lt;安全管理関係&gt;

	<p>やさしく学ぶ <b>労働安全衛生関係法令</b> -陸上貨物運送事業- 頒価 1,210 円</p>	<p>労働安全衛生法は、過去の重大な労働災害を踏まえ、その再発防止のために事業者が何をしなければならないかを示したものです。本書では、左のページに法令を記載し、右のページにてその法令を分かりやすい形に整理して内容の説明を行い、理解しやすいものとしています。 是非職場の安全衛生水準の向上にお役立てください。 A4判/180頁/令和2年7月</p>
	<p><b>労働災害としての過労死を予防するための基礎知識</b> 頒価 1,100円</p>	<p>陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。 過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。 A4判/87頁/平成28年6月</p>
	<p><b>高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き</b> ~高齢者になっても安全・健康に働くために~ 頒価 1,100 円</p>	<p>高齢者の自動車運転者をはじめ、高齢者の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。 A4判/115頁/令和2年7月</p>
	<p><b>陸運業のための安全衛生推進者必携</b> 頒価 2,530円</p>	<p>労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。 本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。 A4判/231頁/令和5年7月 改訂3版</p>
	<p><b>安全管理者必携</b> -安全管理者選任時研修テキスト- 頒価 2,420 円</p>	<p>平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。 A4判/168頁/平成22年5月 改訂初版</p>
	<p><b>リスクアセスメントイラストシート</b> -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際- (第2集) 頒価 1,375 円</p>	<p>荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたものです。リスクアセスメントの導入部分である見積評価について、取り組みやすいマトリックス方式についても解説しています。 A4判/83頁/令和4年6月 改訂版</p>
	<p><b>リスクアセスメントイラストシート</b> -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際- (第1集) 頒価 1,375 円</p>	<p>事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。 さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになっています。 A4判/80頁/平成20年6月 第1版</p>
	<p><b>陸運業で働く人のはじめの安全と健康</b> -雇入れ時等の安全衛生教育テキスト- 頒価 990円</p>	<p>新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。 法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。 A4判/77頁/平成26年5月 改訂初版</p>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

【安全ポスター／安全記録カレンダー】			【資格者ワッペン・シール】		
安全ポスター No.84	210 円	B2判 (728x515 mm)	ショベルローダー等 運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5x6.5 cm シール 3.5x3.5 cm
安全ポスター No.83	210 円	B2判 (728x515 mm)	玉掛技能資格者 ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5x6.5 cm シール 3.5x3.5 cm
			<p style="text-align: center;"><b>【安全旗】</b></p>		
<p>運転者、作業者の安全意識高揚を図るためのカレンダーです。無災害の日を緑色で塗り、緑十字をつくりましょう。</p>			安全旗(特大)	3,080 円	140x210 cm
			安全旗(大)	1,760 円	104x156 cm
			安全旗(中)	1,320 円	86x129 cm
<p>安全記録カレンダー2024年版</p>			安全旗(小)	990 円	70x105 cm
			<b>【安全衛生旗】</b>		
			安全衛生旗(特大)	3,630 円	140x210 cm
			安全衛生旗(大)	2,200 円	104x156 cm
			安全衛生旗(中)	1,540 円	86x129 cm
			安全衛生旗(小)	1,210 円	70x105 cm
			安全衛生旗(卓上)	1,650 円	12x16 cm
安全記録カレンダー2024年版	528 円	A2判 (420x594 mm)			

お申込みは、陸災防支部または本部へお願いいたします。  
 陸災防本部 TEL:03-3455-3857



## 業種別労働災害発生状況（令和5年速報）

令和5年10月10日現在

死亡災害						
	令和5年1～9月 [速報値]		令和4年1～9月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	506	100.0	515	100.0	-9	-1.7
製造業	95	18.8	101	19.6	-6	-5.9
建設業	152	30.0	192	37.3	-40	-20.8
交通運輸事業	7	1.4	5	1.0	2	40.0
陸上貨物運送事業	75	14.8	51	9.9	24	47.1

死傷災害						
	令和5年1～9月 [速報値]		令和4年1～9月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	87,761	100.0	85,544	100.0	2,217	2.6
製造業	17,950	20.5	17,622	20.6	328	1.9
建設業	9,543	10.9	9,526	11.1	17	0.2
交通運輸事業	2,014	2.3	1,945	2.3	69	3.5
陸上貨物運送事業	10,878	12.4	11,040	12.9	-162	-1.5

### 事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年10月10日

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和5年1～9月	75	18	2	2	1	5	7	36	0	4
令和4年1～9月	51	14	0	6	3	0	6	21	0	1
対前年増減	24	4	2	-4	-2	5	1	15	0	3

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

### 事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年10月10日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和5年1～9月	10,878	2,817	2,010	780	451	255	549	1,170	543	9	1,903	391
令和4年1～9月	11,040	2,846	1,990	812	508	301	594	1,143	505	5	1,951	385
対前年増減	-162	-29	20	-32	-57	-46	-45	27	38	4	-48	6

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

#### [死亡災害]

死亡災害は75人となり、前年同月と比べて24人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が36人（前年比+15人）と最も多く発生しており、死亡災害の48.0%（前年同月は41.2%）と半数近くを占めている。

#### [死傷災害]

死傷災害は10,878人となり、前年同月と比べて162人の減少となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、死亡災害と同様に「交通事故（道路）」（+38人）が増加している。一方で、「飛来・落下」（-57人）、「動作の反動・無理な動作」（-48人）、「崩壊・倒壊」（-46人）、「激突され」（-45人）、「激突」（-32人）は減少している。



## 陸運業 死亡災害の概要（令和5年）

令和5年10月10日現在  
陸災防調べ

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
5年 9月 28日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	47	貨物自 動車運 転者	13 年	じゃがい もの輸送	市道を走行していたトレーラーが、左カーブにさしかかったところで対向車線にはみ出し、ガードレール、電柱、駐車場の無人の車両17台等に衝突して横転したもの。運転者である被災者は、当該トレーラーの運転室内に閉じ込められ、救出されたものの、左下肢切断による出血性ショックにより死亡した。
5年 9月 23日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	54	貨物自 動車運 転者	30 年	トレーラー による輸 送作業	被災者は自社から取引会社に木材チップを輸送するためトレーラートラックを運転し国道を走行中、何らかの原因で、トレーラートラックが横転。電柱に激突し、トレーラーヘッドの上半分（窓から上）が炎上し運転手が死亡したもの。本件事故は単独事故で、運転手一人の運行だった。
5年 9月 21日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	54	貨物自 動車運 転者	6ヶ月	出火した トレーラー の運転席 から下車 中	被災者は、鋼材を積んだトレーラーを運転し、荷卸先に向けて走行中、単独事故で側壁に衝突した。直後にトレーラーヘッドから出火（2時間後に消全焼）したが、降車した際、後ろから走ってきたトラックにひかれて死亡した。63歳のトラック運転者はその場で逮捕された（所属会社不明）。衝突・火災の原因について警察が調査中との報道。（勤続年数6か月。それ以前も運転手だが期間は不明。）
5年 9月 18日	感電	アーク溶接装置	男 性	58	運転者	15 年	アーク溶 接	事業場敷地内で、コンクリートミキサー車のタンク内の羽（鉄製の板状）の修理作業を被災者は同僚と2人で行っていたところ、アーク溶接を行っていた被災者が、アーク溶接ホルダーを握った瞬間に感電して倒れた。
5年 9月 8日	激突され	フォークリフト	男 性	47	貨物自 動車運 転者	4ヶ月	段ボール 端材を 持って歩 行中	2tトラック運転者の被災者はパレット積み段ボールシートの配送に出る前に雨天用敷き紙（段ボールの端材）を積もうと、フォークリフト車両専用（チェーンを張り歩行者立入禁止）区画内の端材置場に行き、端材を持って戻る途中、10t車に荷積み中のフォークリフト（1.45t、同僚運転）経路を横切った時、後進中の同車に激突された。搬送時は意識明瞭だったが2日後に脳内出血により死亡。
5年 9月 6日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	54	貨物自 動車運 転者	5年	4tトラック を運転し 高速道路 を走行中	被災者は、4tトラックを運転して高速道路を走行中、ハイウェイバスのバス停用に本線から左に分岐（バス停通過後に本線に合流）するバス専用車線において、バス停前に停車中の大型トラックの荷台に追突、全身挫滅で死亡（即死）。大型車運転の64歳男性は軽傷（所属会社不明）の報道。2台がバス専用車線（バスは運行時間外である）に入った状況は警察が調査中との報道。
5年 9月 6日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	26	貨物自 動車運 転者	3年	貨物自動 車の運転	貨物自動車（4tトラック、空荷）で、荷主事業場へ向かうため、県道を走行中、緩い右カーブで中央線を越え、対向の大型乗用自動車（路線バス）と正面衝突し、貨物自動車運転手が死亡したもの。
5年 8月 22日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	28	貨物自 動車運 転者	7年	トレーラー の運転	トレーラーで県道を走行中、何らかの理由により対向車線にはみ出し、道路わきの擁壁に激突。その後、車が停車した際の反動で、運転者がフロントガラスを突き破って運転席外に投げ出され、多発外傷により死亡したもの。（運転席前方に倒れているところを発見されたものであり、発生状況については推測。シートベルトを着用していなかったとみられる。）
5年 8月 21日	高温・低 温の物と の接触	高温・低温環境	男 性	35	作業 者・技 能者	11ヶ月	倉庫内作 業	当日8時から、倉庫作業員である派遣労働者の被災者は構内作業を開始した。11時30分頃休憩所にて休憩、水分補給を行い作業場所に戻り作業を開始した。11時50分頃通路に倒れている被災者を見、意識レベルが低いことから救急搬送されたが、脱水症状による心不全で死亡した。
5年 8月 19日	激突され	整地・運搬・積込み用機械	男 性	67	運転者	7年	除草の運 搬作業 （工事現 場作業）	ドラグ・ショベル（他社の労働者が操縦）を用いて20tダンプへ草を積込中、被災者が車両キャブ上で、ドラグ・ショベルの誘導を行っていた。ドラグ・ショベルの運転者が座席に座る際に、運転者の着用していた空調服がドラグ・ショベルの操作レバーに引っ掛かり、ドラグ・ショベルが旋回。その後、被災者に激突。被災者はキャブ上から転落し、脳挫傷により死亡したもの。
5年 8月 9日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	22	貨物自 動車運 転者	6ヶ月	運転手の 教育	被災者は新人運転手の教育の為、大型トラックの助手席に乗車していた。トラックが被災場所付近を制限速度どおりの時速50kmで走行中、下り坂右カーブを曲がり切れず片輪走行をした後、ガードレールにぶつかりながら左側に横転した。運転手に怪我等はなかったが、助手席に乗っていた被災者は多発外傷により出血性ショックにより死亡した。運転手は荷を積んでの走行は当日が初めてだった。
5年 8月 3日	墜落、転 落	トラック	男 性	75	貨物自 動車運 転者	20 年	キャリア カーでの 荷役作業	被災者が、キャリアカーの荷台に車両を積載する作業を行っていたところ、何らかの理由でキャリアカーの荷台から墜落したものの。

（注）後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

新しい安全ポスターのご案内

# 腰痛予防対策にご活用ください！



令和5年度安全衛生標語健康部門優秀作品「腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね」をテーマとした「安全ポスター No.84」を頒布中(価格210円(税込))です。

本ポスターを腰痛予防対策にご活用ください！

品名：安全ポスター No.84  
価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

[http://rikusai.or.jp/health\\_and\\_safety/how\\_to\\_buy/](http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/)

令和5年度  
安全衛生標語  
健康部門優秀作品

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

安全ポスター No.84

### 編集後記

今号のトピックス記事のひとつ「健康にモノを運び続けるためにできること」の文中、睡眠について「気合が足りないから眠くなる」「深く眠れば睡眠は短くてもよい」といった誤った認識が指摘されていました。睡眠の価値を見直し、勤務日の就床時間と起床時間をしっかり守るとともに、休日も良い睡眠をとるように心がけましょう。

今月の表紙 **白鳥ふれあい広場**（青森県南津軽郡藤崎町）

毎年12月～3月末頃に、約300羽の白鳥がやってきます。白鳥ふれあい広場では、川のそばまで降りることができ、すぐ近くで観察することができます。

岩木山を背景に、雄大な平川と岩木川に白鳥が飛来する様は絶景です。

**陸運と安全衛生 2023年11月号 No.656**  
 2023年11月10日発行  
 毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2  
 安全衛生総合会館内  
 電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))